

福島県営農再開支援事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知
平成25年2月26日付け24生産第2875号

第1 趣旨・目標

東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、平成23年度以降に牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、第4に規定する取組を支援することによって、当該地域の営農再開等を円滑に推進すること等を目的とし、原発事故の影響により、平成23年度以降に農産物生産の中止を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割で営農再開を図ることを目標とする。

第2 基金の造成等

1 基金の造成

福島県知事は、第1の趣旨を踏まえ、福島県条例の定めるところにより、福島県における営農再開を支援する基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

2 基金の造成財源

福島県知事は、国からの補助金を原資として、基金を造成するものとする。なお、福島県知事は、国から補助金の交付を受けた場合、ただちに基金を造成するものとする。

3 基金の管理・運営

福島県知事は、福島県条例の定めるところにより、基金の管理・運営を行うものとする。

4 基金の用途

基金及びその運用によって生じた果実は、福島県営農再開支援事業（以下「支援事業」という。）を実施し、又は第5の事務費を支出する場合を除き取り崩してはならない。

5 基金の返納

福島県知事は、第3の2の事業実施期間が終了し、補助金の支払いが終了した場合、基金残額を国に返納するものとする。

また、国は、支援事業が終了する前であっても、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）。以下「基金基準」という。」3の（4）アを準用し、使用する見込みのない基金保有額があるときは、これを納付させることがある。

6 基本的事項の公表

福島県知事は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

7 基金の額及び基金事業等の実施状況報告

福島県知事は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（基金基準中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業等の目標に対する達成度を、事業実績の報告とともに東北農政局長に報告しなければならない。

8 基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件

福島県知事は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第2の4の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第3 福島県営農再開支援事業の実施

1 事業の対象地域

第4の1の取組については平成25年2月26日における警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び稲の作付制限区域（以下「避難区域等」という。）、第4の2及び第4の3の取組については福島県内を支援事業の対象地域とする。

なお、第4の1については、上記避難区域等以外の地域であっても、東日本大震災に伴い発生した原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、生産・出荷の再開が困難な場合については、対象地域に含めることができるものとする。

2 事業実施期間

支援事業の実施期間は、平成25年2月26日から平成28年3月31日までとする。ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認めた場合にあっては、期間を延長することができるものとする。

3 事業の着手

支援事業の対象は、平成25年1月15日以降に着手した取組とする。なお、平成25年1月15日から交付決定を受けるまでの間に着手をした場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

第4 福島県営農再開支援事業の内容等

支援事業は、次に掲げる取組の実施に必要な経費を助成するものとし、取組の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等はそれぞれの取組ごとに別記に定め

るとおりとする。

1 避難区域等における営農再開支援

(1) 除染後農地等の保全管理

別記1のとおりとする。

(2) 鳥獣被害防止緊急対策

別記2のとおりとする。

(3) 放れ畜対策

別記3のとおりとする。

(4) 営農再開に向けた作付実証

別記4のとおりとする。

(5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

別記5のとおりとする。

(6) 放射性物質の交差汚染防止対策

別記6のとおりとする。

(7) 新たな農業への転換支援

別記7のとおりとする。

(8) 水稻の作付再開支援

別記8のとおりとする。

2 放射性物質の吸収抑制対策等

(1) 放射性物質の吸収抑制対策

別記9のとおりとする。

(2) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

別記10のとおりとする。

3 特認事業

別記11のとおりとする。

第5 事務費の取扱い

1 事務費の取扱い

支援事業の円滑な実施を図るため、事業説明会の開催、書類審査、事業実施主体への訪問指導、現地確認及び補助金の支出等に必要な事務費を基金の中から支出できるものとする。

2 支出の上限及び補助率

事務費として支出可能な額は、事業費の1%以内とし、補助率は定額とする。

3 事務費の使途基準

事務費の使途は別表1のとおりとする。

第6 事業の実施手続

1 事業実施主体が福島県以外の場合

(1) 事業実施計画の作成及び承認

支援事業の実施を希望する者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、福島県知事が別に定める協議様式に添付し、福島県知事の承認を受けるものとする。

福島県知事は、取組の内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体は、福島県知事により承認された事業実施計画について、以下に掲げる事項を変更する場合は、別記様式第2号により変更申請書を作成し、福島県知事が別に定める協議様式に添付し、福島県知事の承認を受けるものとする。この場合の福島県知事の手続は、(1)に準ずるものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 第4に掲げるそれぞれの取組の中止

ウ 補助金額の変更申請を伴う経費の増加

(3) 交付申請及び交付決定

上記(1)の承認を受けた事業実施主体は、福島県知事が別に定める交付申請様式に事業実施計画を添付し、福島県知事あてに交付申請を行うものとする。提出期限は福島県知事が別に定めるものとする。

福島県知事は、交付申請の内容を審査し、適正であれば遅滞なく交付決定を行うものとする。

(4) 変更交付申請及び変更交付決定

交付決定の内容を変更する場合の申請及び交付決定の手続は、(3)に準ずるものとする。

(5) 実績報告・補助金の支払い

事業実施主体は、取組の終了後、別記様式第3号により実績報告書を作成し、福島県知事が別に定める実績報告様式に添付し、福島県知事に提出するものとする。提出期限は福島県知事が別に定めるものとする。

福島県知事は、実績報告書の内容を審査し、適正であれば遅滞なく補助金額を確定し、その旨を事業実施主体に通知するとともに、基金から補助金を支払うものとする。

(6) 概算払い

福島県知事は、支援事業の実施に必要な経費の概算払いができるものとする。ただし、(5)の審査の結果、補助金額が概算払いの額を下回る場合には、その差額の返還を求めるものとする。

2 事業実施主体が福島県の場合

(1) 東北農政局長との協議

福島県知事は、福島県が行う取組について支援事業を実施する必要がある場合、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、東北農政局長の承認を受

けるものとする。

東北農政局長は、取組の内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

(2) 事業実施計画の重要な変更

福島県知事は、東北農政局長により承認された事業実施計画について、以下に掲げる事項を変更する場合は、別記様式第2号により変更申請書を作成し、東北農政局長の承認を受けるものとする。この場合の東北農政局長の手続は、(1)に準ずるものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 第4に掲げるそれぞれの取組の中止

ウ 補助金額の変更申請を伴う経費の増加

3 その他

福島県知事は、支援事業の実施に必要な手続を別に定めるものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 事業実施計画の承認状況報告

福島県知事は、4月から9月まで及び10月から3月までの事業実施計画の承認状況をそれぞれ10月31日及び4月30日までに別記様式第4号により東北農政局長に報告するものとする。

2 前年度の事業実績の報告

福島県知事は、6月30日までに前年度の事業実績を別記様式第5号により東北農政局長に報告するものとする。

第8 支援事業の経理等

福島県知事は、支援事業の経理について、支援事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

第9 事業の検証

支援事業は、平成26年度に、以下の項目について検証を行うこととする。

1 事業メニューの活用状況

生産局長は、福島県知事の協力を得て、第4に掲げる取組ごとの支援事業の活用状況を検証し、支援事業に係る事業実施期間の延長の必要性を検討する。その上で、事業実施期間を延長する必要がある場合は、十分活用されていないメニューについては課題を整理し、見直しを含めた検討を行うものとする。

2 営農再開の実施状況

福島県知事は、支援事業の対象となった市町村の協力を得て、市町村ごとの営農再開の進捗状況を調査し、営農再開が計画どおり進んでいない市町村について

は、その理由及び対応方針を取りまとめるものとする。また、その結果を生産局長に報告するものとする。

3 基金の執行状況

生産局長は、福島県知事の協力を得て、補助金交付時に予定していた支援事業の執行計画と、実際の執行状況の違いやその要因について調査する。

第10 事業目標に対する評価

事業実施計画に定められた事業目標の達成状況については、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、福島県知事が別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を福島県知事に報告するものとする。
- 2 福島県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を東北農政局長に報告するとともに、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、事業実施主体に指導を行うものとする。
- 3 東北農政局長は、2の福島県知事からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、業務目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、福島県知事に指導を行うものとする。
また、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。
- 4 1から3により点検評価を行った事業実施主体、福島県知事及び東北農政局長は、その結果を公表するものとする。

第11 書類の保存期間

福島県知事は、支援事業に係る帳簿及び証拠書類を事業が完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

第12 東京電力株式会社の賠償との関係

事業実施主体は、取組の実施に要した経費について、支援事業による補助金に加え、東京電力株式会社からも賠償が支払われ、補助金額と当該賠償の額の合計額が取組に要した経費を超えた場合は、補助金額の範囲内で超えた額に相当する額を福島県知事に返還するものとする。

第13 推進指導等

- 1 福島県知事（福島県知事が事業実施主体である場合にあっては、東北農政局長）は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が支援事業の実施に関連して違法又は本要綱その他の関連規定等に反する行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該行為に関する調査及び発生原因の解明並びに再発

防止のための是正措置その他の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

- 2 福島県知事は、1に該当する事業実施主体が新たに支援事業の実施を希望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該行為の詳細及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の内容が、支援事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、支援事業を行わないものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

この改正は、平成25年6月7日から施行する。

この改正は、平成26年2月12日から施行する。

この改正は、平成27年2月23日から施行する。

(別記 1)

除染後農地等の保全管理

1 事業の概要

本事業は、原則、除染作業が終了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間の以下の取組に要する経費に対して支援するものとする。

- (1) 除草等の農地の保全管理
- (2) 地力増進作物の作付けや肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり
- (3) 営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修

2 事業の実施基準

- (1) 本事業における「除染作業が終了した農地」とは、環境再生事務所が通知する除染結果報告等により、除染作業の終了が確認された農地とする。ただし、市町村が事業実施主体となって除染を実施する地域については、除染作業実施前の農地も対象にすることとする。
- (2) 本事業における「将来、営農が再開される見込みのある農地」とは、営農の再開が見込まれる農地として当該農地が所在する市町村の長が認めた農地とする。
- (3) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (4) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (5) 事業実施主体が行う取組の内容は、当該地域の実状からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- (6) 1の(1)の取組及び(3)の除草及び清掃に取り組む場合は、過剰な作業の実施を防止する観点から、本事業の補助対象となる作業回数は当該地域で慣行的に行われる回数を目安とする。
- (7) 1の(2)の地力増進作物の作付けに取り組む場合は、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元することとする。
- (8) 1の(2)の肥料の施用に取り組む場合の肥料の種類は、堆肥や緩効性肥料を優先的に選択するものとする。
- (9) 本事業は、警戒区域及び帰還困難区域を除く地域を対象とする。ただし、これらの区域内であっても除染が実施されている地域を対象とする場合はこの限りでない。
- (10) 本事業の対象となる期間は、津波による被災を受けた農地を除き、避難指示解除後（旧緊急時避難準備区域は区域解除後）3事業年度（避難指示が解除された年度に事業を実施する必要がない場合は、当該年度を除く3事業年度）を限度と

する。ただし、国又は地方自治体の指示の下、作付、出荷等の制限又は自粛が行われている品目が生産される農地では、当該制限等が解除された年度の年度末までの間とする。

- (11) 1の取組に必要な経費について、東京電力株式会社の賠償を受けている場合は、本事業の対象としないものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者で組織する復興組合等の農業者団体とする。

4 採択要件

- (1) 第1の目標に即した事業目標を定めること。
(2) 受益農家が3戸以上であること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、取組に直接要する種苗代、肥料代等の資材費、作業用具代、農業機械等のリース・レンタル費用、雇用労賃、作業委託費等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

6 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、補助単価の上限を単年度当たり35,000円/10aとし、補助額は、取組を行う農地の面積に補助単価の上限を乗じた額と、実際に要した経費の額のいずれか低い方とする。

7 農業機械の利用条件

リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積が、20ヘクタール（福島県知事が農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3に基づき策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積）を概ね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は補助対象とならない。

ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

また、補助対象となる農業機械のリースについては、整理合理化通知にかかわらず対象にできるものとする。

8 リース料助成金の額

リースに要する費用に対する助成金額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(別記2)

鳥獣被害防止緊急対策

1 事業の概要

本事業は、営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣の対策のため、捕獲等による個体数調整、追払い等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理等の被害防止活動の実施並びに侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止施設の整備として、次に掲げる取組に要する経費に対して支援するものとする。

(1) 被害防止活動の実施

ア 「推進体制の整備」として、協議会の開催等による鳥獣被害の状況、営農再開後の被害見込み及び被害防止における課題・目標等の協議並びに被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築等の実施。

イ 「個体数調整」として、被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、他地域から招聘した捕獲実施者等で構成される鳥獣の捕獲体制の整備（捕獲の担い手育成に必要な技能研修の実施を含む。）及び捕獲等の実施。

ウ 「被害防除」として、鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査、犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材等の被害防止対策に必要な技術の実証並びに被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等の実施。

エ 「生息環境管理」として、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備の実施。

オ 「特定活動」として、集中的に捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材（誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）を含み、銃を除く。）の整備、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う大規模緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。）の実施。なお、大規模緩衝帯の整備については、整備を行う区域の所在する市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

(2) 鳥獣被害防止施設の整備

営農再開に向けた鳥獣対策として必要な被害防止施設（受電施設を除く。）、被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとする。

2 事業の実施基準

(1) 上記1 (1) 「被害防止活動の実施」に係る実施基準は次に掲げるとおりとする。

ア 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。

イ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

(2) 上記1 (2) 「鳥獣被害防止施設の整備」に係る実施基準は次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施計画が、整備地域の関係者の合意を得たものであること。

イ 交付対象事業は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

ウ 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合、それぞれの事業における交付対象は次のとおりとする。

(ア) 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限り、交付対象とすることができるものとする。

(イ) 古品古材の利用については、次によるものとする。

a 古品古材を利用する場合は、古品古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

b 使用する古品古材の材質、規格、型式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならないものとする。

c 古品古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

なお、事業実施主体が無償で入手した古品古材は、交付対象としないものとする。

d 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

- エ 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- オ 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。
- （ア）施設等の内容等
 - （イ）施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
- カ 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれなければならない。
- キ 個人施設、目的外使用の恐れがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- ク 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- ケ 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大になってはならない。
- コ 施設の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していない。
- サ 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- シ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- ス 施設の整備に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進に配慮するものとする。

3 財産処分の手続

- (1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（福島県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の別表による処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に基づく財産処分（以下単に「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産大臣官房経理課課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、福島県知事の承認を受けなければならない。この場合において、福島県知事は、当該申請の内容を承認するときには、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討す

るとともに、あらかじめ、東北農政局長の承認を受けなければならない。

- (2) 福島県知事が事業実施主体として、その処分制限期間内に(1)に定める財産処分をしようとするときには、承認基準の定めるところにより、東北農政局長の承認を受けなければならない。

4 事業実施主体

- (1) 上記1(1)「被害防止活動の実施」の事業実施主体は、福島県若しくは市町村又は市町村と農業協同組合、復興組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体、集落の代表者等の必要な者で構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有し、5に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とする。
- (2) 上記1(2)「鳥獣被害防止施設の整備」の事業実施主体は、福島県、市町村又は協議会若しくはその構成員(試験研究機関を除く。)であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。

5 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。
- (2) (1)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

6 事業実施の地理的範囲

事業実施主体が事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域とする。

7 採択要件

- (1) 第1の目標に即した事業目標を定めること。
- (2) 上記1(2)「鳥獣被害防止施設の整備」を実施する場合については、次に掲げる事項を満たすこと。
- ア 受益農家が3戸以上であること。
- イ 施設の耐用年数が一定年数を超えるものであること。

8 補助対象経費

- (1) 1 (1) 「被害防止活動の実施」の補助対象経費は、別表2に掲げるとおりとする。
- (2) 1 (1) 「被害防止活動の実施」について、事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

9 補助率

- (1) 1 (1) 「被害防止活動の実施」に要する経費の補助率及び上限単価については、次に掲げるとおりとする。

ア 1 (1) アからエに要する経費

(ア) 事業実施主体が福島県の場合

受益する市町村数に2,200千円を乗じた額を単年度当たりの限度額として、定額補助するものとする。

(イ) 事業実施主体が福島県以外の場合

1市町村・単年度当たり2,000千円以内（複数の市町村を含む地域で実施される場合には1市町村・単年度当たり2,200千円）を限度額として、定額補助するものとする。

- イ 1 (1) オに要する経費については、下記に定めた上限単価（消費税を含む。）の範囲内で定額補助を行うことができるものとする。

(ア) 捕獲機材の上限単価

a 箱わな

仕様（幅×奥行き）	獣種	上限単価（千円／基）
大型獣用 （3㎡以下）	主にイノシシ、シカ、クマ （サル用を兼ねる。）	100
中型獣用 （2㎡以下）	サル専用	89
小型獣用 （0.5㎡以下）	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	18

注：「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

b くくりわな

1基当たり23千円とする。

c 囲いわな

1㎡当たり40千円とする。

d 誘導捕獲柵わな

1 m²当たり 40 千円とする。

(イ) 大規模緩衝帯整備の上限単価

1 ha 当たり 500 千円とする。

(2) 1 (2) 「鳥獣被害防止施設の整備」に要する経費の補助率及び上限単価については、次に掲げるとおりとする。

ア 補助率は 1 / 2 以内とする。ただし、次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する地域にあつては 11 / 20 以内とする。

(ア) 山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。)

(ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) 第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ アにかかわらず、鳥獣被害防止施設を農業者等参加型の直営施工により整備する場合であつて、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとする。また、鳥獣被害防止施設を整備する場合の上限単価については、次に掲げるとおりとする。

(ア) 鳥獣被害防止施設の上限単価 (消費税含む。)

獣種等	柵の種類	上限単価(円/m) (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価(円/m) (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	130	340
	ネット柵	1,000	2,500
イノシシ	金網柵	1,600	4,100
	ワイヤーメッシュ柵	1,000	2,500
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵	2,300	5,700
	ワイヤーメッシュ柵	1,500	3,750

注：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

(3) 上限単価の地域特認

地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の (1) 及び (2) の上限単価を超えて助成する必要がある場合にあつては、次に掲げる手続きによつて、内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

ア 事業実施主体が福島県以外の場合

事業実施主体は、第 6 の 1 (1) の承認に併せて福島県知事の承認を受け

ることとする。福島県知事は、内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

イ 事業実施主体が福島県の場合

福島県は、第6の2(1)の承認に併せて東北農政局長の承認を受けることとする。東北農政局長は、内容を審査し、適正であれば遅滞なく承認するものとする。

10 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることによって適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、実施地域に係る団体等であって、福島県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

(3) 指導監督

福島県及び市町村(事業実施主体が福島県の場合にあつては東北農政局長)は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長)に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、福島県知事(事業実施主体が福島県の場合にあつては東北農政局長)は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 経理の適正化

本事業に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。

(5) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、支援事業の名称等を表示するものとする。

11 留意事項

- (1) 事業実施主体は、事業実施に当たって、関係法令を遵守するとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第4条に基づく鳥獣保護事業計画及び鳥獣保護法第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画並びに鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条に基づく被害防止計画が策定

されている場合には当該計画と整合を図るものとする。

- (2) 事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

(別記3)

放れ畜対策

1 事業の概要

本事業は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の作業等に要する経費に対して支援するものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (3) 事業実施主体が行う取組の内容は、当該地域の実状からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県とする。

4 採択要件

第3の1に定める事業の対象地域において、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 放れ畜に関する目撃等の情報があること。
- (2) 安楽死等の措置が必要な捕獲済みの家畜がいること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象となる経費は、別表3に掲げるものであって、取組に直接要する経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記4)

営農再開に向けた作付実証

1 事業の概要

本事業は、営農再開に向け、食品中の放射性物質の基準値を下回る安全な農産物が生産できることを確認するための作付実証（稲の作付制限区域で実施する稲の試験栽培を含む。）や、除染等による地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証するための作付実証の取組に要する経費について支援するものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (3) 事業実施主体が行う取組の内容は、当該地域の実状からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- (4) 同一農地における作付実証の実施は、原則1年までとする。ただし、福島県知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (5) 吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量については、福島県の指導指針に準ずるものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体とする。

4 採択要件

- (1) 第1の目標に即した事業目標を定めること。
- (2) 受益農家が3戸以上であること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、作付実証に係る掛かり増し経費として、種苗代、肥料代等の生産資材費、吸収抑制資材の購入費、栽培管理費、土壌・品質等の分析費、調査・指導費、生産物の買上げ・廃棄費用、その他作付実証に要する経費（第4の1（6）放射性物質の交差汚染防止対策の対象となる経費を除く。）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、栽培に係る補助対象経費については、作付実証に係る生産コストと収穫し

た農作物の販売収入等の差額、避難先から実証ほ場までの距離等を勘案し、地域の実情に応じた面積当たりの適正な単価を設定して支払うことも可能とする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記5)

避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

1 事業の概要

本事業は、避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家や高齢者のみが帰還している等の事情により当面営農再開が見込めない農家の農地について、農業者の帰還や農地の利用調整などが完了し営農再開するまでの間、作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組に対し、農業機械の導入等管理耕作に要する経費について支援するものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (3) リース等により導入する機械は、当該機械の利用面積からみて適正であり、過大なものであってはならない。
- (4) 事業実施主体は、避難先からすぐに帰還しない農家等の農地を省力的かつ適切に管理し、当該農家等が帰還し当該農地で営農を再開する場合又は他の農業者に農地集約された場合には、円滑に営農再開が行われるよう努めるものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業生産法人、公社、農業者の組織する団体等とする。

4 採択要件

第1の目標に即した事業目標を定めること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、取組に直接要する農業機械のリース費用（レンタルや他の農業者等からの貸借により農業機械を利用する場合の費用を含む。）、農地の管理費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、農業機械のリース費用については、リース料のうち物件購入相当額を補助対象とする。

また、農地の管理費については、福島県が、管理耕作に係る生産コストと収穫し

た農作物の販売収入等（農作物を生産することにより得られる交付金を含む。）の差額等を勘案し、地域の実状や作付する作物に応じて、面積当たりの適正な単価を設定するものとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

7 農業機械の利用条件

- (1) リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積が、20ヘクタール（福島県知事が農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3に基づき策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に利用規模の下限面積等を定めている場合にあっては、当該面積と20ヘクタールのいずれか低い方）を概ね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は補助対象とならない。

ただし、地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

- (2) 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、(1)に関わらず、リース・レンタルにより導入する農業機械の利用面積が、10ヘクタール（導入計画に利用規模の下限面積等を定めている場合にあっては、当該面積と10ヘクタールのいずれか低い方）を概ね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は対象とならない。

なお、「中山間地域等」とは、次に掲げる地域とする。

ア 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

イ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域として指定された地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

カ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

- (3) 避難からすぐに帰還しない農家等の事業実施主体への農地の管理委託が円滑に進まない場合にあっては、事業実施初年度の利用面積が事業規模決定の根拠とな

る面積の2分の1以上であれば補助対象に該当するものとする。

(4) 補助対象となる農業機械のリースについては、整理合理化通知にかかわらず対象にできるものとする。

8 リース料助成金の額

リースに要する費用に対する助成金額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(別記6)

放射性物質の交差汚染防止対策

1 事業の概要

本事業は、福島第一原発事故に伴い放射性物質が付着した籾すり機その他の農機具等を使用することにより、農産物が当該農機具等に付着している放射性物質に汚染されること（以下「交差汚染」という。）の防止を目的として行う対策のうち、次に掲げるものに対して支援するものとする。

- (1) 放射性物質の交差汚染防止対策を各地域の状況に応じて効果的に行うとともに、取組を徹底するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組
- (2) 上記(1)を実施する地域において、農産物の放射性物質による交差汚染を防止するための農機具の分解清掃等の取組

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 事業の実施に当たって、事業の対象となる地域の農機具販売店や農機具メーカー等との連携体制が整備されていなければならない。
- (3) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (4) 事業実施主体が行う交差汚染防止対策の内容は、交差汚染に係る調査研究結果等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- (5) 1の(2)の対策は、福島第一原発事故以降、本事業の対象地域に存在したことにより放射性物質が付着した農機具等を対象とし、当該農機具等について、収穫を行う初年度に限り実施するものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等とする。ただし、1の(1)にあっては農業者の組織する団体を除く。

なお、農業者の組織する団体等が事業実施主体となる場合には、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

4 採択要件

第1の目標に即した事業目標を定めること。

5 補助対象経費

- (1) 本事業の補助対象経費は、1の(1)に直接要する訪問指導及び現地確認等の

実施体制整備に係る費用（旅費、賃金、備品費、消耗品費等）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

- (2) 本事業の補助対象経費は、1の(2)について、農機具販売店等に依頼して実施する場合の経費であって、農機具等の分解清掃等の労賃、農機具等の運搬費、交差汚染防止の観点から交換を要する部品代、交差汚染防止及び清掃後の再汚染防止の観点から要する消耗品費等（経年劣化による部品交換等、福島第一原発事故による放射性物質の付着に直接関係のない経費を除く。）、農業者等が粃等の生産物を用いて農機具等を清掃する場合の経費（販売不適となった生産物の販売価格相当額及び当該生産物の廃棄に要する費用に限る。）とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記7)

新たな農業への転換支援

1 事業の概要

本事業は、土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や、園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組に要する経費について支援するものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (3) リースにより導入する機械・施設は、当該機械・施設の利用面積からみて適正であり、過大なものであってはならない。
- (4) 事業の対象となる農地は、東日本大震災に伴い発生した福島原発事故の影響により農産物の生産・出荷の中止を余儀なくされ、未だ生産・出荷が再開されていない農地であることとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業生産法人、公社、農業者の組織する団体等とする。

4 採択要件

- (1) 第1の目標に即した事業目標を定めること。
- (2) 受益農家が3戸以上であること。ただし、福島県知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。

5 補助対象経費

(1) 土地利用型作物に係る取組

本事業の補助対象経費は、取組に直接要する農業機械のリース費用、大区画化のための整地（畦畔除去等）に係る費用等とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、整地に係る費用については、資材費、機械経費、日当実支払額等とし、取組主体の労務提供に係る人件費相当額（日当実支払い額を除く。）を事業費の50%までを限度として算入することができるものとする。

(2) 園芸作物に係る取組

本事業の補助対象経費は、以下のとおりとする。

ア リース方式による園芸用施設等の導入

次に掲げる周年栽培高温抑制型温室及び高度環境制御栽培施設であって、各地区ごとに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるもののリース費用とする。ただし、次の（ア）及び（イ）に該当しないものであっても、地域の実情に即し、必要があると福島県知事が認める園芸用施設は、対象とする。

既存の温室又は建物に内部装置のみを導入する場合、原則として、既存の温室又は建物は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものでなければならない。

（ア）周年栽培高温抑制型温室

35m/s以上の風速若しくは30kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有し、かつ、換気装置等の空調装置を備えている温室とする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置等の内部施設を装備できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

（イ）高度環境制御栽培施設

野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

導入後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。このほか、必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の内部施設を導入できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

施設の導入に当たっては、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定すること。特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が

行われている又は行われることが確実であること。

イ 園芸用生産資材の導入等

園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組により、新たに調達が必要となった生産資機材の調達を行う取組に要する、種苗、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材その他必要な資機材とする。

6 補助率

本事業の補助率は1/2以内とする。ただし、機械・施設のリース導入については定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）とする。

上記にかかわらず、園芸用施設を事業実施主体の直営施工により導入する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、10a当たり450万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

7 機械施設の利用条件

(1) 農業機械の利用条件

ア 5の(1)の取組に係る対象機械の利用面積が、20ヘクタール（福島県知事が農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3に基づき策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積と20ヘクタールのいずれか低い方）を概ね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は補助対象とならない。

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、アに関わらず、リース等により導入する農業機械の利用面積が、10ヘクタール（導入計画に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積と10ヘクタールのいずれか低い方）を概ね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は対象とならない。

なお、「中山間地域等」とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域として指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

る法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

（カ）「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

ウ 補助対象となる農業機械のリースについては、整理合理化通知にかかわらず対象にできるものとする。

エ 地域の実情に照らして、福島県知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を定めることができるものとする。

（2）園芸用施設の利用条件

（ア）対象地域

5の（2）の取組に係る対象施設は、原則として、農用地区域及び生産緑地に設置するものとする。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

（イ）農業共済等の積極活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

8 リース料助成金の額

リースに要する経費に対する助成金額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数未満とする場合にあつては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×1／2以内

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(別記 8)

水稻の作付再開支援

1 事業の概要

本事業は、除染作業が終了した水田のうち、次年度に水稻の作付が再開される見込みの水田について、水稻の作付に必要な以下の取組に要する経費に対して支援するものとする。

- (1) 通常の営農活動に追加して実施される耕盤再形成や均平化のための代かき
- (2) 獣害により損傷を受けた畦畔の修復

2 事業の実施基準

- (1) 1の(2)については、避難指示等により農地の保全管理が十分行えなかったために、イノシシによる掘返し等の獣害を受けた農地で、湛水を行うと畦畔が崩壊する恐れのある農地を対象とする。
- (2) 本事業は、作付再開年度の前年度に一回限り実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (4) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。なお、代かきに要する経費の算定に当たっては、市町村農業委員会が定める標準作業料金表を基準とする。
- (5) 本事業の対象となる農地は、別記1の「除染後農地の保全管理」と同一年度に事業を実施することはできない。
- (6) 本事業は、帰還困難区域を除く地域を対象とする。ただし、帰還困難区域内であっても除染が実施されている地域を対象とする場合はこの限りでない。
- (7) 1の取組に必要な経費について、東京電力株式会社の賠償を受けている場合は、本事業の対象としないものとする。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者で組織する復興組合等の農業者団体とする。

4 採択要件

- (1) 第1の目標に即した事業目標を定めること。
- (2) 受益農家が3戸以上であること。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、1の(1)については、代かき作業及びその準備のた

めの除草等に要する経費、1の(2)については、畦畔の修復に要する土砂・畦波板等の資材購入費、機械・機材レンタル費用、機械燃料代、機械運搬費、雇用労賃、作業委託費その他畦畔の修復等に要する経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

6 補助率等

本事業の補助率は定額とする。

ただし、1の(1)については補助単価の上限を35,000円/10aとする。

(別記9)

放射性物質の吸収抑制対策

1 事業の概要

本事業は、放射性物質により汚染された農地の放射線量低減のための除染対策を目的とするものではなく、土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として行う対策（以下「吸収抑制対策」という。）のうち、次に掲げるものに対して支援するものとする。

- (1) 加里質肥料（塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料等単肥に限る。）その他の放射性物質の農作物への移行を低減する効果が見込まれる資材（以下「吸収抑制資材」という。）の施用（別記4の営農再開に向けた作付実証の取組を除く。）。
- (2) 農作物への放射性物質の移行の低減を図る低吸収品目・品種等への転換に必要な取組。ただし、転換する品目については、加工等による濃縮について留意する。
- (3) 果実・茶葉に移行する放射性物質の低減を図る改植、剪定（台切り、中切り等）。
- (4) 表層に分布する放射性物質を含む土壌を下層の放射性物質を含まない土壌と反転又は混和することにより農作物への放射性物質の移行の低減を図る反転耕・深耕。

なお、当該対策を行った後、低下した地力の回復に必要な肥料や土壌改良資材等を施用することができる。ただし、土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った上で施用する場合に限るものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (3) 事業実施主体が行う取組の内容は、受益地域の範囲や効果が見込まれる施肥量、植栽密度等からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。
- (4) 1の(1)については、吸収抑制対策に使用する吸収抑制資材の種類及び使用量について、福島県の指導指針に準ずるものとする。
- (5) 1の(1)及び(2)（牧草地を対象とする場合に限る。）については、東京電力株式会社への賠償請求を優先して検討するものとする。

なお、東京電力株式会社による賠償の対象となる吸収抑制対策を実施する場合は、本事業との重複実施がないようにしなければならない。

3 事業実施主体

事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等とする。

なお、農業者の組織する団体等が事業実施主体となる場合には、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

4 採択要件

- (1) 受益農家が3戸以上であること。
- (2) 福島第一原発事故により放出された放射性物質により汚染された農地土壤等であること（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき指定された除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であることとする。ただし、既に放射性物質汚染対処特措法等に基づき除染等を行った地域又は市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等はこの限りではない。）。
- (3) 生産される農作物が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性セシウムに係る基準値1キログラム当たり100ベクレル（牛乳の場合は同50ベクレル、牧草の場合は「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて（平成24年2月3日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知）」に基づく暫定許容値1キログラム当たり100ベクレル）（以下「食品中の放射性セシウムに係る基準値等」という。）を超えた又は超える恐れがあると福島県知事が認めるもの（加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過する恐れのあるものを含む。）であり、かつ本対策を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。
- (4) 実施する吸収抑制技術が公的研究機関等により、吸収抑制効果があることが示されるとともに、当該技術の効果が発揮できる条件が確保されていること。特に、1の（1）の取組については、予め土壌診断等により、対象とするほ場における土壌中の交換性カリウム濃度が県の基準等と比べて低くなっていることが示されている場合に限る。
- (5) 市町村ごと、対象作物ごとに、事業実施年度の前年における放射性セシウムのモニタリング調査結果等が不検出であった場合又は事業実施年度の前年に吸収抑制対策を実施しないほ場を本規定に基づき設置した場合、本事業による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するほ場の設置とともに、吸収抑制対策を実施しないほ場を原則として市町村ごとに3箇所以上設置し、第4の2（2）の事業を活用して吸収抑制対策を実施した場合及び実施しなかった場合の対象作物における放射性セシウムの濃度をそれぞれ測定することにより、当該年度における事業効果を検証することを必須とする。

なお、事業実施年度及びその前年度における上記事業効果の調査並びに同期間における当該市町村のモニタリング調査等において対象作物から放射性セシウム

が検出されなかった場合、特段の理由がある場合を除き、翌年度から、当該市町村の当該対象作物は本対策の対象から除外するものとする。

ただし、本規定に基づき本対策の対象から除外された場合であっても、本規定に基づき設置した吸収抑制対策を実施しないほ場については、本対策の対象から除外された年度から3年間に限り継続して設置できるものとする。

また、吸収抑制対策を実施しないほ場の設置に当たっては、事業効果を的確に検証するため、当該市町村の土壌タイプの分布状況や過去のモニタリング調査の結果等を勘案するものとする。

- (6) (2)～(5)について、原子力発電所事故に関して政府が定める方針又は指示に基づき、吸収抑制対策として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

5 補助対象経費

- (1) 1の(1)の取組を実施する場合において、本事業の補助対象経費は、加里質肥料等吸収抑制の効果が見込まれる肥料や土壌改良資材に係る経費に限るものとする。
- (2) 1の(2)～(4)の取組を実施する場合において、本事業の補助対象経費は、取組に直接要する、機械・機材レンタル料、機械オペレーター費用、機械燃料代、資材購入費(肥料、土壌改良資材等)、種子・種苗費(1の(2)の取組のうち牧草を対象とした場合に限る。)、苗木代(1の(3)の取組のうち、改植を対象とした場合に限る。)、作業委託費、備品費(ただし、レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る。)等とする。
- (3) 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

ただし、1の(1)、(2)、(3)及び(4)の取組について、補助単価の上限は、以下のとおりとし、補助額は補助上限単価に事業に取り組む農地・牧草地の面積を乗じたものと、実際に要した経費のいずれか低いものとする。

ア 1の(1)の取組については、10アール当たり10万円とする。

イ 1の(2)の取組については、排水対策を必要とする場合10アール当たり15万9千円、排水対策を必要としない場合10アール当たり14万2千円、牧草地を対象とした場合10アール当たり10万円とする。なお、石れき粉碎・除去機械を用いた牧草地、無線トラクター等を用いた傾斜牧草地を対象とした場合10アール当たり16万8千円とする。

ウ 1の(3)の取組については、改植の場合10アール当たり49万5千円、剪定の場合10アール当たり1万8千円とする。

エ 1の(4)の取組については、10アール当たり4万4千円とする。

(別記10)

放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

1 事業の概要

本事業は、福島第一原発事故により放射性物質の影響を受けた地域において、吸収抑制対策、交差汚染防止対策及びその他の放射性物質汚染防止対策（以下「吸収抑制対策等」という。）を効果的に実施するための土壌・栽培管理の状況や対策の実施状況等の調査のほか、それに基づく指導等に係る取組（別記6の1の（1）の取組を除く。）に対して支援するものとする。

2 事業の実施基準

- (1) 事業の実施に当たって、関係機関が一体となった推進体制が整備されていなければならない。
- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実態に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (3) 事業実施主体が行う取組の内容は、実施地域の作付面積及び経営体数からみて適正であり、かつ過大なものであってはならない。

3 事業実施主体

事業実施主体は、福島県、市町村、農業協同組合等とする。

4 採択要件

- (1) 受益農家が3戸以上であること。
- (2) 生産される農作物が、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超えた若しくは超える恐れがあると福島県知事が認めるもの（加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過する恐れのあるものも含む。）であり、かつ吸収抑制対策等を行うことにより、次期作において、食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること。
- (3) (2) について、原子力発電所事故に関して政府が定める方針又は指示に基づき、吸収抑制対策等として特別な対応が必要とされる地域においては、この限りではない。

5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、吸収抑制対策等に係る土壌・農産物等の分析費（検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）、分析費及び分析委託費）、別記9の4の（5）に規定する事業効果の検証に伴って発生する費用、吸収抑制対策等を効果的に実施するための訪問指導及び現地確認等の実施体制整備に係る費用（旅

費、賃金、備品費、消耗品費等)とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、本事業における交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組(別記6の1の(1)と同一の取組)に要する費用については、別記6の対象地域は本事業の対象地域から除外するものとする。

6 補助率

本事業の補助率は定額とする。

(別記11)

特認事業

1 事業の概要

本事業は、福島第一原発事故に伴って中止を余儀なくされた生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛の解除への取組を阻害する課題が発生し、既存事業では対応ができない場合、当該課題に迅速に対応するため、福島県知事が特に必要とする取組について支援するものとする。ただし、事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象外とする。

2 事業の実施方法

福島県知事は、本事業を実施する必要が生じた場合、別記様式第6号により事業名、事業の緊急性及び必要性、事業の内容、事業の採択要件、事業実施主体、補助対象経費、補助率、事業実施期間及び所要額を明らかにし、東北農政局長に協議を行い、承認を受けるものとする。

東北農政局長は、本事業の協議が福島県知事から提出された場合、協議の内容を審査し、支援事業の目的との整合性の点で適正であれば遅滞なく承認するものとする。

3 事業の緊急性及び必要性

本事業によって対応すべき課題は、生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛解除への取組を阻害するものであり、支援事業の開始以前には想定が困難であったため、特認事業により迅速に対応する必要がある課題であるものとする。

4 事業の内容

本事業の内容は、対応すべき課題に対して福島県知事が特に必要と認めた取組であり、当該対策を講じることにより、当該課題の解決が図られるものに対して支援するものとする。

なお、本事業は、既存の事業では対応できない場合で、迅速に対応する必要がある場合に事業を実施することとしていることから、既存事業の上乗せ対策は対象外とする。

5 事業の採択要件

福島県内における生産の再開及び出荷制限指示・出荷自粛解除への支援を事業目的としていることから、原則として、取組により生産の再開を促進させ、又は出荷制限指示若しくは出荷自粛の解除にひ益するものとする。

6 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、福島県、市町村、公社、農業協同組合、農業者の組織する団体、協議会等の任意団体とする。

7 補助対象経費

- (1) 本事業の補助対象経費は、小規模土地基盤整備や共同利用施設整備等の整備経費を除いた経費とする。
- (2) 本事業における補助対象経費は、取組を実施することによって発生する追加的費用への支援措置であるものとする。

8 補助率

本事業の補助率は、農業者の財産形成に関わるものについては2分の1以内、それ以外については定額を基本とする。

9 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として、事業を承認した年度の末日とする。

なお、協議される事業が次年度にまたがって実施される正当な理由がある場合は、事業開始から1年間を上限として事業実施期間を定めることができるものとする。

(別表 1)

事務費の使途基準

費用項目	使 途 基 準
1 振込手数料	「振込手数料」とは、基金から支出される補助金を福島県が事業実施主体等の口座へ振込むために要する手数料とする。
2 消耗品費	「消耗品費」とは、福島県が基金の管理及び支援事業を実施するための消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
3 旅費	「旅費」とは、支援事業を実施するために福島県が行う資料収集、各種調査、打合せ等の際の移動や宿泊に必要な経費とする。
4 賃金	<p>「賃金」とは、支援事業を実施するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分とする。）</p> <p>賃金の単価については、福島県の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。</p> <p>なお、賃金については、支援事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。</p>
5 その他	「その他」とは、福島県における、支援事業に係る業務のための労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、事業支援者等を雇用するための経費（「賃金」を除く。）、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話等）、複写費、印刷費、会議費（会場借料等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等の3 「旅費」で支出されない経費）、自動車等借上料、送金手数料、写真現像料等の雑費など、他の費目に該当しない経費とする。
6 市町村事務費	「市町村事務費」とは、支援事業の実施において市町村が消費する上記1から5の経費とする。なお、この場合、上記1から5の文中における福島県は市町村と読み替えるものとする。

(別表 2)

鳥獣被害防止緊急対策の 1 (1)「被害防止活動の実施」の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、会議用機械器具の借料 会議費、事務用品 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費
個体数調整	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 会議費、事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 薬品類、調査機材及びその借料 調査に従事する者に対する保険代 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動への役務要請に対する賃金（埋設処分まで含む。）・旅費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費（捕獲個体の民間施設等での処分費を含む。） 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） 止めさし資材、埋設資材 捕獲に従事する者に対する保険代 重機、車両の借料及びその燃料代
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料、研修用機械器具の借料 会議費、事務用品及び印紙代 書類等の印刷費及び製本費 郵便料、電信電話料及び運搬費 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 研修教材費 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 事務用品、印紙代 郵便料、電信電話料及び運搬費

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 ・ モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（以下「ハンドラー」という。）も訓練の対象となっており、訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） ・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 調査機材及びその借料 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 請負施工費 ・ 放牧家畜の借料 ・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 ・ 緩衝帯の整備に必要な資材 ・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

(別表 3)

放れ畜対策の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、会議用機械器具の借料 ・専門的知識を提供する者等への旅費・謝金 ・会議費、事務用品費 ・書類等の印刷費及び製本費 ・郵便料、電信電話料及び運搬費
放れ畜の捕獲等	研修会等開催	<ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、研修用機械器具の借料 ・専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・会議費、事務用品費 ・書類等の印刷費及び製本費 ・郵便料、電信電話料及び運搬費 ・研修教材費 ・研修・講習受講費及び旅費
	状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・事務及び技術補助員に対する賃金 ・書類等の印刷費及び製本費 ・郵便料、電信電話料及び運搬費 ・調査機材及びその借料 ・線量管理に必要な機材費 ・状況調査に必要な旅費
	捕獲・安楽死処分	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に必要な柵の購入費及び運搬・設置・撤去費 ・捕獲に必要な薬品や機材の購入費(麻酔銃を含む) ・馴致等に必要な機材や飼料の購入費及びその運搬、設置費 ・安楽死処分に必要な薬品及び機材の購入費 ・運搬・埋却等に必要な役務費 ・専門的知識を提供する者等への旅費・謝金 ・郵便料、電信電話料及び運搬費 ・重機・車両の借料及び燃料代
	隔離管理	<ul style="list-style-type: none"> ・柵の補修(施錠や標識設置含む)に必要な資材の購入費 ・隔離飼養のための飼料費 ・隔離管理に必要な旅費
個体識別の徹底	マーキング(耳標装着含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・マーキングに必要な機材の購入費及びその運搬費 ・マーキングに必要な役務費 ・マーキングに必要な旅費